

茨木市債権管理対策推進本部設置要綱

(設置)

第1 茨木市債権の管理に関する条例（平成23年茨木市条例第14号）第2条第1号に規定する市の債権（以下「債権」という。）の管理について、未収対策を推進するとともに、徴収業務の改革、改善等のための方策の検討を行い、歳入の確保を図るため、茨木市債権管理対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 債権管理方針の策定に関すること。
- (2) 債権管理方針に基づく債権管理事務の指導に関すること。
- (3) 債権の徴収業務の改革、改善等の検討及び推進に関すること。
- (4) その他債権管理に係る対策の推進に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は総務部担当副市長の職にある者を、副本部長は総務部長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(検討部会)

第6 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に次の検討部会を置く。

- (1) 強制徴収公債権検討部会
- (2) 非強制徴収公債権検討部会
- (3) 私債権検討部会

2 各検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある者を部会員とすることができる。

4 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 各検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長が必要と認めたときは、関係職員を会議に出席させ、説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 部会長は、検討部会の議事内容を必要に応じて、本部長に報告するものとする。
(庶務)

第7 推進本部及び検討部会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月31日から実施する。
(茨木市徴収事務担当課連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 茨木市徴収事務担当課連絡会議設置要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

共創文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長 暮らし産業環境部長 都市活力部長 建設部長 水道部長 教育委員会教育総務部長
--

別表第2（第6関係）

検討部会	部会長	部 会 員
強制徴収公債権 検討部会	納税課長	生活福祉課長 障害福祉課長 介護保険課長 保険年金課長 こども政策課長 保育幼稚園事 業課長 建設管理課長 下水道総務課長
非強制徴収公債 権検討部会	生活福祉課長	人事課長 文化振興課長 スポーツ推進課長 市民課長 人権・男女共生課長 保険年金課長 こども政策課長 環境事業課長 建設管理課 長 下水道総務課長 下水道施設課長
私債権検討部会	居住政策課長	保険年金課長 子育て支援課長 発達支援課長 保育幼稚園事業課長 学童保育課長 下水道 総務課長 水道部営業課長 教育委員会保健給 食課長